（と）	
㊎ トロンビン経口・外用剤５千「Ｆ」	5,000単位１瓶
㊎ トロンビン経口・外用剤１万「Ｆ」	10,000単位１瓶
（な）	
ナボールパップ70mg	７㎝×10㎝１枚
（は）	
パタノール点眼液0.1％	0.1％１mL
（ふ）	
㊏ フェンタニル1.38mg貼付剤	1.38mg１枚
㊏ フェンタニル2.75mg貼付剤	2.75mg１枚
㊏ フェンタニル5.5mg貼付剤	5.5mg１枚
㊏ フェンタニル8.25mg貼付剤	8.25mg１枚
㊏ フェンタニル11mg貼付剤	11mg１枚
フルチカゾン点鼻液50μg「三和」28噴霧用	2.04mg４mL１瓶
フルチカゾン点鼻液50μg「三和」56噴霧用	4.08mg８mL１瓶
（へ）	
ベトネベートＮクリーム	１g
ベトネベートＮ軟膏	１g
ベトネベートクリーム0.12％	0.12％１g
ベトネベート軟膏0.12％	0.12％１g
ベロテックエロゾル100	20mg10mL１瓶
（ほ）	
㊎ ボレースプレー１％	１％１mL
（め）	
メプチンキッドエアー５μg吸入100回	0.0143％2.5mL１キット
（も）	
モメタゾン点鼻液50μg「タカタ」56噴霧用	５mg10g １瓶
モメタゾン点鼻液50μg「タカタ」112噴霧用	９mg18g １瓶
（や）	
ヤクバンテープ60mg	15cm×14cm１枚
（ら）	
㊎ ラミシール外用液１％	１％１g
（れ）	
㊎ レボフロキサシン点眼液0.5％「タカタ」	0.5％１mL

○厚生労働省告示第三百九十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎